

赤塚税務会計事務所通信

贈与税

～贈与税の概要と課税方式～

所得税の確定申告シーズン真っ只中ですが、贈与税についても毎年3月15日が申告期限となります。所得税・法人税・消費税に比べて、申告する機会が乏しく、なじみのない税目かと思いますが、ともすると税額が大きくなることもある税目ですので、基本的な税額計算の仕組みを押さえておきましょう。

贈与税概要

贈与税とは、金銭や不動産などの財産をもらった人(受贈者)が、もらった財産に対して課される税金です。

1年に稼いだ所得に対して課税される所得税や法人税とは異なり、個人が他の個人に対して財産を移したときに課税されます。この意味では、個人が死亡した際に、被相続人から相続人への財産の移転に対して課税される相続税と似た税目です。このため贈与税は相続税の補完税とも言われます。

Bさんから100万円を同じ年に受け取った場合は、 $100万円 + 100万円 - 110万円 = 90万円$ に対して課税されることになります。

暦年課税の税率は、贈与財産の金額が大きくなるほど、税率も高くなる累進税率となっています。また、18歳以上の人が直系尊属(父母や祖父母)から贈与を受ける場合には、特例贈与財産として税額が優遇されます。

税率は次の通りです。

(一般税率)

贈与税の課税方式

贈与税の課税方式には暦年課税と相続時精算課税があります。暦年課税と相続時精算課税は選択することができます。

【暦年課税】

暦年課税とは、1年につき110万円の基礎控除があり、贈与を受けた財産の価額から110万円を控除した金額に対して課税されます。この基礎控除110万円は、1年間に受けた全ての贈与財産から控除される金額ですので、例えば、Aさんから100万円、

課税価格	200万円以下	300万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	3,000万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	25万円	65万円	125万円	175万円	250万円	400万円

裏面に続きます～

(特例税率)

課税価格	200万円以下	400万円以下	600万円以下	1,000万円以下	1,500万円以下	3,000万円以下	4,500万円以下	4,500万円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	-	10万円	30万円	90万円	190万円	265万円	415万円	640万円

【相続時精算課税】

相続時精算課税とは、簡単に言うと贈与税と相続税を一体化した課税方式です。

生前贈与の際には、2,500万円までの特別控除があり、この特別控除額を超えた部分に対して一律20%の贈与税が課されます。暦年課税とは異なり累進税率とはなっていません。

また、相続の際には、贈与財産を相続財産に含めて相続税を計算し、相続税額から相続時精算課税によって過去に納税した贈与税額を差し引いて納税します。

相続時精算課税を利用する上で、特に注意したいのは次の4点です。

- ① 相続時精算課税を利用できるのは、受贈者(贈与を受ける者)が18歳以上で、60歳以上の父

母又は祖父母からの贈与に限定されます。

- ② 相続時精算課税は、贈与者ごとに暦年課税か相続時精算課税かを選択する制度となっており、一度相続時精算課税を選択した場合は、その後、暦年課税を選択することはできません。
(注)父からの贈与について、相続時精算課税を選択し、母からの贈与については暦年課税を選択するなど、贈与者ごとに選択することとなります。
- ③ 相続税を計算する際の贈与財産の価額は、贈与時の価額となります。このため、株式や不動産などを贈与し、贈与時の価額と相続時の価額が大きく異なった場合には、相続時精算課税を使った場合と使わなかった場合で、相続税額に有利不利が発生する可能性があります。
- ④ 2,500万円の特別控除額は、生涯にわたって控除できる限度額ですので、例えば5年間に渡って500万円ずつ贈与した場合にも、適用できます。

まとめ

暦年課税か相続時精算課税かを選択する場合は、将来の相続税のことも視野に入れて選択しましょう。また、近年、贈与税・相続税の改正が頻繁に行われており、相続時精算課税についても、法改正が行われる予定になっておりますので、贈与を検討する場合には、ご注意ください。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！